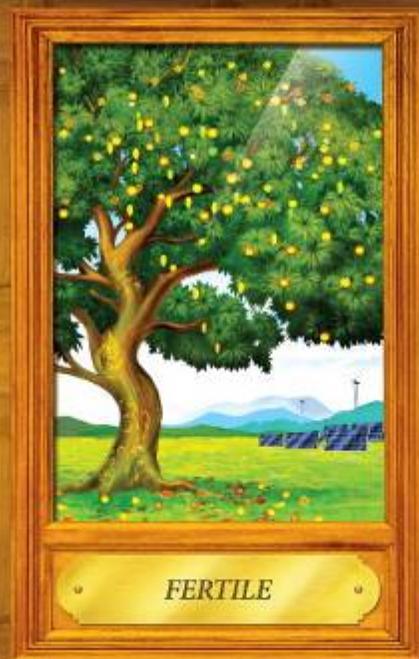


www.boei.go.th

Think Asia, Invest Thailand

Thailand, a perfect place for your business to grow



**投資委員会による洪水救済策
2012年1月**

事業中断を極小化する為の措置

1. 奨励企業は申請書提出日から6ヶ月以内の期間で、一時的に工場を移転して生産を継続することが出来る。必要な場合は延長可能。
2. 洪水被害を受けた奨励企業は、製造工程の一部または全部を、一時的に外部委託することが出来る。
3. 投資委員会、労働省、及び入国管理局は、洪水被害を受けたプロジェクトに於ける機械の据付、修理の為に入国する外国人技術者、専門家に対して便宜を図る。

税負担を減らす措置

1. 洪水被害を受けた機械の代替の為に輸入される機械は、輸入関税免税の対象となる。(申請書提出期限:2012年6月30日)
2. 洪水被害を受けた輸出製品用原材料は、輸入関税の負担無しで廃棄相当として認められる。
3. 免税期間がまだ残っている奨励企業が洪水の直接被害を受けた場合、法人所得税免税・減税期間を延長する。(詳細はスライド4,5を参照)
4. 工業団地が、将来の洪水被害防止の為に投資する場合、土地代及び運転資金を除く投資金額の200%を上限として、8年間法人所得税の免除を付与する。(詳細はスライド6を参照)

洪水の直接被害を受けた企業に対する税務上の恩典

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

本措置の対象者

- 洪水の直接被害を受けた奨励企業で、法人所得税の免税期間がまだ残っている企業。

注；正式な決定は近々公布予定。

直接洪水の影響を受けた企業に対する措置

権利恩典

1. 免税額に上限ありのプロジェクト

洪水被害を受けた既存の県に投資する場合	新規のプロジェクトと見做し、8年間法人所得税免除を付与する。「新規投資額の150% + 残っている免税額」が上限
他の県に移転、投資する場合	新規のプロジェクトと見做し、8年間法人所得税免除を付与する。「新規投資の100% + 残っている免税額」が上限

2. 免税額に上限なしのプロジェクト(上記1. の恩典を選択することも可能)

残っている法人税免税期間	追加される法人税減免期間
≤ 5年	3年間
> 5-6年	2年間の免税及び2年間の50%減税
> 6-7年	1年間の免税及び4年間の50%減税
> 7-8年	5年間の50%減税

工業団地に対する税的恩典

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

条件

- ・ 全ての工業団地、工業地域が対象
- ・ 洪水防止のためのインフラやシステムへの投資であること

権利恩典

- ・ 土地代及び運転資金を除く投資金額の200%を上限として、8年間の法人所得税免税を付与。